

河内町告示第5号

令和5年第1回（3月）河内町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年2月14日

河内町長 野 澤 良 治

1. 期 日 令和5年3月8日

2. 場 所 河内町議会議場

令和5年第1回（3月）河内町議会定例会会期日程表

| 日次 | 月 日 | 曜日 | 会議時刻 | 種 別 | 内 容 |
|----|-------|----|---------|-----|---|
| 1 | 3月8日 | 水 | 午前10時 | 本会議 | 開会 議員派遣の報告 議案等上程 提案理由の説明 報告第1号 質疑・討論・採決 議案第1号～議案第11号及び 議案第19号 議案説明 議案第12号～議案第18号 (令和5年度各会計予算) 議案説明 予算審査特別委員会付託 散会 本会議終了後 予算審査特別委員会 |
| 2 | 3月9日 | 木 | 午前9時30分 | 委員会 | 予算審査特別委員会 |
| 3 | 3月10日 | 金 | 午前9時30分 | 委員会 | 予算審査特別委員会 |
| 4 | 3月11日 | 土 | | 休 会 | 議案調査 |
| 5 | 3月12日 | 日 | | 休 会 | 議案調査 |
| 6 | 3月13日 | 月 | | 休 会 | 議案調査 |
| 7 | 3月14日 | 火 | | 休 会 | 議案調査 |
| 8 | 3月15日 | 水 | | 休 会 | 議案調査 |
| 9 | 3月16日 | 木 | 午前10時 | 本会議 | 開議 一般質問 議案第1号～議案第11号及び 議案第19号 質疑・討論・採決 予算審査特別委員長報告 議案第12号～議案第18号 採決 委員会提出議案第1号 質疑・討論・採決 選挙第1号 閉会 |

令和5年第1回
河内町議会定例会会議録 第1号

令和5年3月8日 午前10時14分開会

1. 出席議員 10名

| | | | | | |
|-----|----|-----|-----|----|-----|
| 1番 | 山本 | 豊君 | 2番 | 佐川 | 洋司君 |
| 3番 | 高橋 | 利彰君 | 4番 | 牧山 | 龍雄君 |
| 5番 | 高橋 | 稔君 | 7番 | 諸岡 | 周示君 |
| 8番 | 服部 | 隆君 | 10番 | 星野 | 初英君 |
| 11番 | 大野 | 佳美君 | 12番 | 宮本 | 秀樹君 |

1. 欠席議員

なし

1. 出席説明員

| | | | |
|----------|---|----|------|
| 町 | 長 | 野澤 | 良治君 |
| 総務課 | 長 | 諏訪 | 洋一君 |
| 企画財政課 | 長 | 北澤 | 雅志君 |
| 農政課 | 長 | 寺崎 | 光則君 |
| まちづくり推進課 | 長 | 坂本 | 紀幸君 |
| 秘書広聴課 | 長 | 小島 | 孝裕君 |
| 教育 | 長 | 鈴木 | 裕之君 |
| 教育委員会事務局 | 長 | 足立 | 誠君 |
| 町民課 | 長 | 石山 | 茂樹君 |
| 上下水道課 | 長 | 香取 | 秀一君 |
| 都市整備課 | 長 | 仲代 | 直人君 |
| 福祉課 | 長 | 吉田 | 茂久君 |
| 会計課 | 長 | 山田 | さつき君 |
| 税務課 | 長 | 石山 | 哲也君 |

1. 出席事務局職員

議会事務局 長 伊藤 英樹

1. 会議録署名議員

- 1 1 番 大 野 佳 美 君
1 2 番 宮 本 秀 樹 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

令和 5 年 3 月 8 日（水曜日）

午前 1 0 時 1 4 分開会

議事日程

- 日程 1. 会議録署名議員の指名について
日程 2. 会期の件について
日程 3. 議員派遣の報告について
日程 4. 諸報告
日程 5. 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 4 年度河内町一般会計補正予算 (第 6 号))
日程 6. 議案第 1 号 河内町農業振興基金条例の制定について
議案第 2 号 河内町情報公開等審査会条例及び河内町公の施設の指定管理者の
指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 3 号 河内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第 4 号 河内町税条例等の一部を改正する条例
議案第 5 号 河内町産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税
の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
議案第 6 号 河内町東共同利用施設「つつみ会館」の設置及び管理に関する条
例の一部を改正する条例
議案第 7 号 令和 4 年度河内町一般会計補正予算 (第 7 号)
議案第 8 号 令和 4 年度河内町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
議案第 9 号 令和 4 年度河内町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
議案第 10 号 令和 4 年度河内町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
議案第 11 号 令和 4 年度河内町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
議案第 19 号 町有財産 (旧生板小学校) の無償貸付について
日程 7. 議案第 12 号 令和 5 年度河内町一般会計予算
議案第 13 号 令和 5 年度河内町国民健康保険特別会計予算
議案第 14 号 令和 5 年度河内町介護保険特別会計予算
議案第 15 号 令和 5 年度河内町介護サービス事業特別会計予算

議案第16号 令和5年度河内町後期高齢者医療特別会計予算

議案第17号 令和5年度河内町水道事業会計予算

議案第18号 令和5年度河内町下水道事業会計予算

1. 本日の会議に付した事件

日程1. 会議録署名議員の指名について

日程2. 会期の件について

日程3. 議員派遣の報告

日程4. 諸報告

日程5. 報告第1号

日程6. 議案第1号

議案第2号

議案第3号

議案第4号

議案第5号

議案第6号

議案第7号

議案第8号

議案第9号

議案第10号

議案第11号

議案第19号

日程7. 議案第12号

議案第13号

議案第14号

議案第15号

議案第16号

議案第17号

議案第18号

午前10時14分開会

○議長（牧山龍雄君） おはようございます。

ただいまより、令和5年第1回河内町議会定例会を開会します。

本日の出席議員は10名です。

よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議長（牧山龍雄君） 日程 1、会議録署名議員の指名でございますが、会議規則第127条の規定により、

11番 大野佳美君

12番 宮本秀樹君

両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（牧山龍雄君） 日程 2、会期の件を議題といたします。

お諮りします。

今期定例会は、本日 3 月 8 日から 3 月 16 日までの 9 日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日 3 月 8 日から 3 月 16 日までの 9 日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議日程は、既にお配りしております会期日程表のとおりであります。また、本日の会議内容はお手元に配付の議事日程のとおりでありますので、御了承くださるようお願いいたします。

○議長（牧山龍雄君） 日程 3、議員派遣の報告です。

去る 1 月 19 日から 21 日まで行政視察を実施し、8 名の議員が参加しました。

ここで、代表して諸岡周示君に御報告をお願いいたします。

7 番諸岡周示君、登壇願います。

〔7 番諸岡周示君登壇〕

○7 番（諸岡周示君） 皆さんおはようございます。それでは、行政視察研修報告をいたしたいと思えます。

河内町議会は、令和 5 年 1 月 19 日から 21 日までの 3 日間の日程で、高知県香南市及び愛媛県松野町の行政視察を行いました。牧山議長はじめ議員 8 名と議会事務局 1 名の総勢 9 名で、保・幼・小・中及び家庭、そして地域連携一貫教育の取組をしていることや新庁舎等建設事業の取組などを視察研修してまいりました。

まず初めに、高知龍馬空港から車で 8 分ほどに位置し、平成 18 年 3 月に 5 町村が合併して誕生した香南市は、平成 22 年度から保・幼・小・中連携を基軸とした教育を展開されております。その連携のスタートに当たり作成されたカリキュラムは、心理学者マズローの欲求 5 段階説を参考に、県内の大学教授に指導を受けながら、都度、改訂を経て活用されており、特にコミュニケーション能力、規範意識、自尊感情を保・幼・小・中で身につけるべき三つの力として示されておりました。

さらに、市の実態を関係者からヒアリングし、それぞれの学齢において発達に応じて定着させたい力や、その発達させたい望ましい方向に向かって今ある実態を、どう引き上げ、埋めていくかという視点で、保・幼・小・中のみならず、家庭、そして地域が日常的にどのように関わっていくかなど細かく御説明をいただきました。

続いて、愛媛県南予地方に位置し、平成の合併に加わらず県内最小の人口約3,600人の松野町は、築60年が経過した旧庁舎の課題を総合的に解消するとともに、利便性の向上や将来的な財政負担の軽減を図るには、耐震化や大規模改修ではなく、庁舎の建て替えが必要との判断があったと担当者のほうから伺いました。また、建設に当たって基本計画や基本設計を策定する段階で、住民座談会、町民ワークショップを開き、町民の声を収集するなど、町民の合意形成には大変努力されている様子が見えました。

建物の特徴としては、防災拠点施設の併設、視認性、利便性、機能性に優れた窓口、利便性の高い執務空間、町に開かれた交流スペース等、様々な機能が集約されており、防災機能の強化をはじめ、質の高い町民サービスの提供や町民との協働によるまちづくりを実現するための庁舎だと見学してみてよく分かりました。

それぞれの自治体における研修は大変有意義なものであり、この視察研修の成果を踏まえ、より一層の町民の負託に応えるべく議会議員活動に取り組み、当町のこれからのまちづくり、地域振興に向けて議会一同努力してまいりたい所存であります。

以上、報告いたします。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでございました。

○議長（牧山龍雄君） 日程4、諸報告でございます。

さきの全国町村議会議長会第77回定期総会において、宮本秀樹君、大野佳美君が議会議員27年以上の自治功労者として表彰されました。おめでとうございます。

ここで、伝達を行いたいと思います。

宮本秀樹君、前にお願いいたします。

〔12番宮本秀樹君演壇前〕

○議長（牧山龍雄君）

表彰状

茨城県河内町 宮本秀樹殿

あなたは、町村議会議員として永年にわたり地域の振興発展及び住民福祉の向上に尽くされた功績は、誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

令和5年2月8日

全国町村議会議長会会長 南雲 正（代読）

〔表彰状授与・拍手〕

○議長（牧山龍雄君） 大野佳美君、前にお願いいたします。

[11番大野佳美君演壇前]

○議長（牧山龍雄君）

表彰状

茨城県河内町 大野佳美殿

あなたは、町村議会議員として永年にわたり地域の振興発展及び住民福祉の向上に尽くされた功績は、誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

令和5年2月8日

全国町村議会議長会会長 南雲 正（代読）

[表彰状授与・拍手]

○議長（牧山龍雄君） 以上で諸報告を終わります。

○議長（牧山龍雄君） 日程5から日程7の審議に入るに当たり、執行部より提案理由の説明を求めます。

野澤町長。

[町長野澤良治君登壇]

○町長（野澤良治君） 皆さんおはようございます。本日は、令和5年第1回河内町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には御出席をいただき、誠にありがとうございます。

提案理由を御説明申し上げる前に、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま表彰状の伝達がありました宮本議員、そして大野議員におかれましては、27年以上の長きにわたる議員活動に対し、自治功労者として全国町村議会議長会より表彰されましたことに、改めて心からお祝いを申し上げます。今後も河内町発展のため、ますますの御活躍を御祈念申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の確認から、はや4年目を迎え、感染拡大と縮小の波が繰り返される中、社会経済活動の停滞を余儀なくされてきましたが、政府は感染症法上の位置づけを季節性インフルエンザと同様の5類に引き下げることを見据えながら、感染症対策と町民生活や地域経済の両立に取り組んでまいります。イベントなどについても積極的に開催し、町民が主役の活気あるまちづくりを推進してまいります。

産業観光交流拠点施設「かわち夢楽」が、皆様の御協力をいただきながら、おかげさまで1周年を迎えます。よりよきものになるためにこれからも改善に努め、グランドオープンを目指して進めてまいりたいと思っております。また、旧みずほ小学校の校庭に、サッカーやフットサル、グラウンドゴルフなど、子供から大人までが気軽に楽しめる場所として、過疎対策事業を活用した、みずほスポーツ施設も整備すべく、関連議案を上程しております。

議員の皆様におかれましては、新型コロナウイルス等の感染防止はもとより、体調管理に十分留意されまして、町発展のために御活躍いただきますようお願いを申し上げます。

それでは、今定例会提出案件の提案理由を御説明申し上げます。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度河内町一般会計補正予算（第6号））について御説明申し上げます。

本件は、令和4年度河内町一般会計補正予算（第6号）でありまして、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年12月28日付で専決処分したので、報告し承認を求めらるるものであります。

議案第1号 河内町農業振興基金条例の制定について御説明申し上げます。

本件は、農業の振興に関する事業に要する資金に充てることを目的とした基金を設置するため、本条例を制定するものであります。

議案第2号 河内町情報公開等審査会条例及び河内町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本件は、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、関係する2条例の一部を改正するものであります。

議案第3号 河内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本件は、55歳を超える職員の昇給抑制を行うことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第4号 河内町税条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本件は、督促手数料の廃止に伴い、関係する5条例の一部を改正するものであります。

議案第5号 河内町産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本件は、令和5年3月31日までの時限措置であることから、適用期限を3年間延長するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第6号 河内町東共同利用施設「つつみ会館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本件は、東共同利用施設「つつみ会館」内にある多目的広場内バーベキュー炉の使用料を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第7号 令和4年度河内町一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から2億7,311万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ56億6,562万8,000円とするものであります。

議案第8号 令和4年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に50万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億441万7,000円とするものであります。

議案第9号 令和4年度河内町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億6,507万7,000円とするものであります。

議案第10号 令和4年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から1,589万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億2,348万円とするものであります。

議案第11号 令和4年度河内町水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

本件は、第4条資本的支出の予定額の総額から1,217万3,000円を減額し、資本的支出の予定額を7,118万8,000円とするものであります。

議案第12号 令和5年度河内町一般会計予算、議案第13号 令和5年度河内町国民健康保険特別会計予算、議案第14号 令和5年度河内町介護保険特別会計予算、議案第15号 令和5年度河内町介護サービス事業特別会計予算、議案第16号 令和5年度河内町後期高齢者医療特別会計予算、議案第17号 令和5年度河内町水道事業会計予算、議案第18号 令和5年度河内町下水道事業会計予算、以上7議案について御説明申し上げます。

国の経済については、本年1月発表の内閣府月例経済報告では、「景気は、このところ一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している」としており、先行きについては、ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響や中国における感染拡大の影響に十分注意する必要があるとされています。

このような状況の中、町の財政運営において、基幹歳入である町税収入につきましては、前年度とほぼ同額の8億2,830万円を見込みました。また、一般財源の柱である地方交付税については、国の地方財政計画等から前年度比1億円増の18億5,000万円を見込みましたが、その他一般財源の伸びは期待できないことから、基金からの繰入れにより財源の調整を図りました。

歳出につきましては、会計年度任用職員制度導入に伴う人件費や過疎対策事業に係る公債費が大きくなり、義務的経費は増加し続ける傾向にあります。また、普通建設事業につきましては、新設認定こども園建設事業、観光情報交流施設等建設事業、みずほスポーツ施設整備事業等、前年度比9億3,033万円増の17億1,654万円を計上いたしました。

令和5年度の予算編成に当たっては、今後の人口減少及び高齢化社会を見据え、河内町

過疎地域持続的発展計画に基づいた過疎対策事業の推進を図りつつ、限られた財源を効率的・効果的に活用し、将来世代への負担の抑制を図りながら、複雑化・多様化する行政課題に迅速かつ着実に対応できるよう、創意工夫を凝らし、町民ニーズを的確に捉えた予算措置に努め、一般会計は前年度比22.2%増の62億3,445万円、特別会計を合わせた予算総額は88億263万円となり、水道事業会計及び下水道事業会計につきましては、予算書(案)のとおりとなっているところであります。

議案第19号 町有財産(旧生板小学校)の無償貸付について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、町有財産の無償貸付について、議会の議決を求めるものであります。

以上、報告1件、議案19件について、御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長(牧山龍雄君) 御苦労さまでした。提案理由の説明は終わりました。

○議長(牧山龍雄君) 日程5、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分第7号 令和4年度河内町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

報告第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧山龍雄君) 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧山龍雄君) 討論を打ち切り、採決します。

報告第1号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧山龍雄君) 異議なしと認めます。よって、報告第1号は原案のとおり承認することに決しました。

○議長(牧山龍雄君) 日程6、議案第1号から議案第11号及び議案第19号を一括として議題といたします。

議案第1号 河内町農業振興基金条例の制定について、担当課長に説明を求めます。

寺崎農政課長。

○農政課長(寺崎光則君) 議案第1号 河内町農業振興基金条例の制定についての概要を御説明申し上げます。

本件は、河内町の基幹産業である農業の振興に関する事業に要する資金に充てるため基金を設置するものでありまして、土地改良事業やその他農業の持続的な発展のために必要な事業及びこれら事業の実施に伴う町債の償還のための財源として積み立てるもので、この条例の施行日は、公布の日からとなります。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

次に、議案第2号 河内町情報公開等審査会条例及び河内町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

諏訪総務課長。

○総務課長（諏訪洋一君） 議案第2号 河内町情報公開等審査会条例及び河内町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本件は、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、関係する2条例の一部を改正するものであります。主な改正内容は、河内町個人情報保護法施行条例を公布したことに伴い、関係する2条例の一部を改正するものであります。

なお、施行日は、令和5年4月1日です。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

次に、議案第3号 河内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

諏訪総務課長。

○総務課長（諏訪洋一君） 議案第3号 河内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本件は、55歳を超える職員の昇給抑制を行うことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

なお、施行日は、令和5年4月1日です。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

次に、議案第4号 河内町税条例等の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

石山税務課長。

○税務課長（石山哲也君） 議案第4号 河内町税条例等の一部を改正する条例の概要を御説明申し上げます。

本件は、令和5年度から町税の納付書に地方税統一のQRコードを付することとなったことにより、費用対効果や事務の効率化を勘案し、全庁的に督促手数料を廃止するため、関係する5条例を改正するものであります。

この条例改正の施行日は、令和5年4月1日であります。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

次に、議案第5号 河内町産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の

特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

石山税務課長。

○税務課長（石山哲也君） 議案第5号 河内町産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の概要を御説明申し上げます。

本件は、令和2年より施行している河内町産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例が、令和5年3月31日までの時限措置となっており、引き続き当町における産業活動の活性化のための企業誘致及び雇用機会の創出のため、適用期限を3年間延長するものであります。

この条例は、公布の日から施行します。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

次に、議案第6号 河内町東共同利用施設「つつみ会館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

石山町民課長。

○町民課長（石山茂樹君） 議案第6号 河内町東共同利用施設「つつみ会館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、概要について説明いたします。

本件は、東共同利用施設「つつみ会館」内にあります多目的広場内のバーベキュー炉の使用料について定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、この条例の施行日は、令和5年4月1日です。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

次に、議案第7号 令和4年度河内町一般会計補正予算（第7号）について、担当課長に説明を求めます。

北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 議案第7号 令和4年度河内町一般会計補正予算（第7号）の概要について御説明申し上げます。

本件は、令和4年度河内町一般会計補正予算でありまして、既定の予算額から2億7,311万8,000円を減額し、予算総額を56億6,562万8,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものであります。

第1表の歳入歳出予算のうち、8ページになります。

歳入の主なものといたしまして、国庫支出金の民生費国庫補助金につきましては、出産・子育て応援交付金として222万4,000円を増額、県支出金の民生費県補助金につきましても、同じく148万2,000円を増額。

続きまして、9ページになります。

繰入金の基金繰入金につきましては、基金の取崩しを減額するもので、繰越金につきましては、実績に合わせて増額するものでございます。その他各目につきましては、事業費の確定に伴い補正するものであります。

歳出の主なものといたしまして、主に職員給与費や事業費等の減額、委託料、工事請負費等の入札による契約差金など実情に合わせ、各目において補正するものであります。

15ページになります。

農林水産業費の農業総務費につきましては、農業振興基金積立金として5,000万円を計上いたしました。

ページ戻ります。4ページになります。

第2表の繰越明許費につきましては、戸籍総合システム改修業務のほか6事業の完了が令和5年度と見込まれるため、総額2,820万3,000円を追加するものでございます。

また、5ページになります。

第3表の債務負担行為補正につきましては、令和5年度以降に契約の履行が必要なもので、今年度中に適正な契約行為を行うため設定をするものでございます。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

次に、議案第8号 令和4年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、担当課長に説明を求めます。

石山町民課長。

○町民課長（石山茂樹君） 議案第8号 令和4年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての概要について御説明いたします。

本件は、令和4年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でありまして、歳入歳出予算の総額に50万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億441万7,000円とするものであります。

歳入といたしまして、国民健康保険税6,000万円を減額し、繰越金6,050万円を増額するものであります。

歳出といたしまして、疾病予防費50万円の増額をするものであります。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

次に、議案第9号 令和4年度河内町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、担当課長に説明を求めます。

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂久君） 議案第9号 令和4年度河内町介護保険特別会計補正予算（第3号）の概要について御説明申し上げます。

本件は、令和4年度河内町介護保険特別会計補正予算（第3号）でありまして、既定の

予算額に1,000万円を追加し、予算の総額を12億6,507万7,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものであります。

歳入につきましては、繰越金1,000万円を増額するものであります。

歳出につきましては、保険給付費1,000万円を増額するものであります。

以上です。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

次に、議案第10号 令和4年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、担当課長に説明を求めます。

香取上下水道課長。

○上下水道課長（香取秀一君） 議案第10号 令和4年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要を説明します。

本件は、歳入歳出予算の総額から1,589万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億2,348万円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金1,434万円、町債155万円を減額するものであります。

歳出につきましては、下水道管理費531万5,000円、下水道建設費1,057万5,000円を減額するものであります。

第2表の繰越明許費につきましては、霞ヶ浦常南流域下水道事業建設負担金338万3,000円を翌年度へ繰り越すものであります。

第3表の地方債につきましては、公共下水道事業債の限度額を5万円、流域下水道事業債の限度額を150万円減額するものであります。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

次に、議案第11号 令和4年度河内町水道事業会計補正予算（第2号）について、担当課長に説明を求めます。

香取上下水道課長。

○上下水道課長（香取秀一君） 議案第11号 令和4年度河内町水道事業会計補正予算（第2号）の概要を説明いたします。

本件は、令和4年度河内町水道事業会計補正予算（第2号）でありまして、収益的収入及び支出の予定額の増減はございませんが、収益的支出につきましては、営業費用のうち、配水及び給水費の修繕費27万1,000円を減額し、営業費用のうち、資産減耗費の固定資産除却費26万7,000円、特別損失のうち、過年度損益修正損4,000円を増額するものであります。

資本的支出につきましては、生板バイパス関連工事の工期の変更に伴いまして、建設改良費のうち、配水施設費の工事請負費1,217万3,000円を減額するものであります。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

次に、議案第19号 町有財産（旧生板小学校）の無償貸付について、担当課長に説明を求めます。

北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 議案第19号 町有財産（旧生板小学校）の無償貸付に係る概要について御説明申し上げます。

本件は、令和5年4月2日から貸付期間10年間の無償貸付について、議会の議決を求めるものでございます。

事業の目的といたしまして、廃校となりました旧生板小学校を、おかえり集学校プロジェクト・生板集学校に活用することにより、地域の特徴と集学校の特性を生かし、地域活性化に取り組むことを目的としております。

相手方の選定につきましては、公募により申請のあった2者から提出された事業計画書やプレゼンテーションを基に、廃校利活用検討委員会の十分な審議の結果となっており、その後の住民説明会におきましても特に反対意見等はございませんでした。

当該町有財産の無償貸付につきまして、町有財産使用貸借契約書の締結について、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

1、無償貸付の相手方、所在地、東京都豊島区西池袋5-1-3メトロシティ西池袋4階、名称、リングロー株式会社代表取締役、碓 敏之。

2、無償貸付の期間、令和5年4月2日から令和15年3月31日まで。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。議案の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第11号及び議案第19号の計12件につきましては、本日は議案調査のため説明のみにとどめ、3月16日に質疑、討論、採決をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

○議長（牧山龍雄君） 日程7、議案第12号から議案第18号までを一括として議題といたします。

議案第12号から議案第18号までの計7議案は、令和5年度河内町各会計予算でございます。

お手元に各会計予算の概要について資料があると思いますが、ここで予算の概要について説明を求めます。

初めに、議案第12号、一般会計について。

北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 議案第12号 令和5年度河内町一般会計予算の概要について御説明申し上げます。

令和5年度河内町一般会計予算は、歳入歳出総額62億3,445万7,000円で前年度比22.2%の増額となっております。

歳入でございます。

別表1を御参照ください。

一般会計の歳入構成につきましては、町税、地方交付税で歳入全体の43%を占めており、続いて、町債21.8%、繰入金9.9%、諸収入8.2%の順となっております。

前年度当初予算と比較いたしますと、町債、地方交付税、繰入金が増額となっており、一方で、寄附金、国庫支出金が減額となっております。

主な歳入科目について御説明申し上げます。

町税。町税予算額は8億2,830万7,000円で、前年度比1.1%増となりましたが、前年度とほぼ同額を見込んでおります。また、たばこ税につきましては、喫煙人口の減少が見込まれますが、前年度実績を踏まえ計上したものでございます。

地方交付税。本町の大きな収入源となっております地方交付税につきましては、令和5年度地方財政計画の概要による増額を見込み、前年度比5.7%増の18億5,000万1,000円を計上しました。

諸収入。諸収入は成田国際空港周辺対策支出金等の増により、前年度比20.6%増の5億919万1,000円を計上しております。

別表4を御参照ください。

町債でございます。

町債は、過疎対策事業債として13億3,630万円を計上しております。また、臨時財政対策債につきましては、令和5年度地方財政計画の概要を踏まえ、2,000万円を限度として計上しております。

次に、歳出でございます。

別表2を御参照ください。

目的別歳出。歳出予算を目的別に見ますと、最も構成比の高いものは民生費の34.3%で、以下、教育費14.2%、総務費10.8%の順となっております。前年度当初予算と比較すると、商工費、民生費等が増額となり、一方で、総務費、農林水産業費等が減額となっております。

次に、性質別歳出でございます。

別表3を御参照ください。

歳出予算を性質別に見ると、最も構成比の高いものは普通建設事業費の27.5%、以下、

補助費等22.1%、人件費16.7%、物件費12.8%の順となっております。

本年度の普通建設事業費につきましては、新設認定こども園建設事業、観光情報発信交流施設等建設事業、みずほスポーツ施設整備事業等の過疎対策事業が予定されていることにより、前年度比118.3%増の17億1,654万8,000円となっております。

その他、前年度当初予算と比較すると、補助費、物件費等が増額となっており、一方で、繰出金、積立金が減額となっております。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

次に、議案第13号、国民健康保険特別会計について。

石山町民課長。

○町民課長（石山茂樹君） 議案第13号 令和5年度河内町国民健康保険特別会計予算の概要について御説明いたします。

令和5年度河内町国民健康保険特別会計予算の総額は、前年度に比べ1,824万3,000円を減額し11億1,841万7,000円で、歳入歳出の主なものは次のとおりです。

歳入につきましては、国民健康保険税2億2,287万7,000円、県支出金7億4,739万7,000円、繰入金1億4,707万4,000円です。

歳出につきましては、総務費3,521万7,000円、保険給付費7億2,907万円、国民健康保険事業費納付金3億2,190万9,000円、保健事業費2,066万1,000円、予備費1,000万円です。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

次に、議案第14号、介護保険特別会計について。

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂久君） 議案第14号 令和5年度河内町介護保険特別会計予算の概要について御説明申し上げます。

令和5年度河内町介護保険特別会計予算の総額は、前年度に比べ8,860万1,000円を増額し12億9,813万1,000円で、歳入歳出の主なものについては次のとおりです。

歳入につきましては、保険料2億3,545万8,000円、国庫支出金2億8,517万5,000円、支払基金交付金3億3,277万4,000円、県支出金1億8,646万4,000円、繰入金2億5,824万4,000円、繰越金1,000円。

歳出につきましては、総務費4,841万1,000円、保険給付費12億122万6,000円、地域支援事業費4,518万5,000円です。

以上です。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

次に、議案第15号、介護サービス事業特別会計について。

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂久君） 議案第15号 令和5年度河内町介護サービス事業特別会計予算の概要について御説明申し上げます。

令和5年度河内町介護サービス事業特別会計予算の総額は、前年度に比べ28万円を増額し1,134万6,000円で、歳入歳出の主なものは次のとおりです。

歳入につきましては、手数料280万5,000円、繰入金854万円。

歳出につきましては、総務費741万9,000円、サービス事業費362万7,000円になります。

以上です。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

次に、議案第16号、後期高齢者医療特別会計について。

石山町民課長。

○町民課長（石山茂樹君） 議案第16号 令和5年度河内町後期高齢者医療特別会計予算の概要について御説明いたします。

令和5年度河内町後期高齢者医療特別会計予算の総額は、前年度に比べ985万2,000円を増額し1億4,028万8,000円で、歳入歳出の主なものは次のとおりです。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料9,855万7,000円、繰入金3,893万1,000円です。

歳出につきましては、総務費190万3,000円、後期高齢者医療広域連合納付金1億3,344万7,000円、保健事業費382万7,000円です。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

次に、議案第17号、水道事業会計について。

香取上下水道課長。

○上下水道課長（香取秀一君） 議案第17号 令和5年度河内町水道事業会計予算の概要を説明いたします。

令和5年度河内町水道事業会計予算は、第3条収益的収入及び収益的支出の予定額の総額を、前年度に比べ3,365万8,000円減額し2億5,188万4,000円、第4条資本的支出の予定額の総額を、前年度に比べ417万8,000円を増額し8,753万9,000円とし、資本的収入額が資本的支出額に不足する財源は、現年度分消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

1、第3条収益的収入及び収益的支出です。

4ページになります。

営業収益2億1,768万7,000円のうち、給水収益は2億1,302万6,000円。営業外収益3,419万7,000円のうち、一般会計補助金は3,185万2,000円とするものであります。

収益的支出、5ページになります。

営業費用2億5,007万5,000円の主なものは、総係費5,340万円、原水及び浄水費1億

2,205万円、配水及び給水費1,557万1,000円、減価償却費5,825万1,000円とするものであります。営業外費用80万7,000円のうち、企業債支払利息は50万6,000円、加入補助金は30万円でございます。

第4条資本的収入及び支出です。

資本的支出、6ページになりますが、資本的支出8,753万9,000円のうち、建設改良費5,709万円、企業債償還金が3,044万9,000円となります。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

次に、議案第18号、下水道事業会計について。

香取上下水道課長。

○上下水道課長（香取秀一君） 議案第18号 令和5年度河内町下水道事業会計予算の概要を説明いたします。

令和5年4月1日から地方公営企業法の全部を適用し、公営企業会計により経営状況、資産等を正確に把握し、安定的・将来的なサービスの提供を図っていくものであります。

令和5年度河内町下水道事業会計予算は、第3条収益的収入の予定額を2億6,793万1,000円、収益的支出の予定額を2億6,376万9,000円、第4条資本的収入の予定額を1億2,418万1,000円、資本的支出の予定額を2億784万5,000円とし、資本的収入が資本的支出に対し不足する額は、消費税資本的収支調整額416万1,000円、引継金1,404万1,000円及び当年度分損益勘定留保資金6,546万2,000円で補填するものであります。

第3条の収益的収入及び収益的支出でございます。

6ページになります。

営業収益4,322万9,000円の主なものは、下水道使用料4,300万円であります。

営業外収益2億2,470万2,000円の主なものは、一般会計負担金1億285万9,000円、一般会計補助金3,657万2,000円、長期前受金戻入7,631万8,000円であります。

収益的支出です。

7ページになります。

営業費用2億3,603万3,000円の主なものは、管渠費2,571万6,000円、流域下水道維持管理負担金1,701万2,000円、総掛費3,132万6,000円、減価償却費1億5,583万1,000円であります。営業外費用は、企業債支払利息2,334万6,000円であります。

第4条資本的収入及び支出でございます。

8ページになります。

資本的収入1億2,418万1,000円の主なものは、企業債1,190万円、一般会計出資金1億1,042万1,000円あります。

資本的支出、同じく8ページですけれども、資本的支出2億784万5,000円の主なものは、建設改良費6,483万1,000円、企業債償還金1億4,151万4,000円あります。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。予算の概要説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております令和5年度各会計予算についての質疑は、予算審査特別委員会において行うこととし、質疑を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、質疑を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第12号 令和5年度河内町一般会計予算から議案第18号 令和5年度河内町下水道事業会計予算まで、以上7議案につきましては、議長を除く議員全員を委員とする予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認め、予算審査特別委員会を設置し付託することに決定いたしました。

これにより、予算審査特別委員会を開催し、正副委員長を互選願います。

暫時休憩いたします。

午前11時15分休憩

午前11時16分開議

○議長（牧山龍雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に予算審査特別委員会の正副委員長が決まりましたので、私から報告いたします。

予算審査特別委員会の委員長に高橋 稔君、副委員長に星野初英君、以上でございます。

予算審査特別委員会の日程は、お手元に配付の予算審査特別委員会開会予定表のとおりです。十分なる審査の上、来る3月16日の本会議に審査結果を報告されるようお願いいたします。

○議長（牧山龍雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は3月16日午前10時より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時17分散会